

2025年3月21日

学校法人工学院大学ガバナンス・コード適合状況について

学校法人工学院大学

2021年9月17日付で学校法人工学院大学ガバナンス・コードが制定されました。本学園が加盟する日本私立大学協会が制定した『日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード<第1版>』に準拠するものであり、『主体性を重んじ、公共性を高める自律的なガバナンスの確保』が求められています。

この度、本ガバナンス・コードについての適合状況を、2024年度について検証いたしました。規程の整備状況、実施状況及び公表の有無など確認をした結果、第1章から第5章の大項目については適合状況にあるとの結果になりました。また、理事会及び評議員会の運営についてのガバナンス不全の状況は、現在は是正されていると判断されます。今後も12月18日に発足した新理事会において、適切な運営を継続していきます。

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	適合状況
1-1 建学の精神	○
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	○
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	適合状況
2-1 理事会	○
2-2 理事	○
2-3 監事	○
2-4 評議員会	○
2-5 評議員	○
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	適合状況
3-1 学長	○
3-2 教授会	○
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	適合状況
4-1 学生に対して	○
4-2 教職員に対して	○
4-3 社会に対して	○
4-4 危機管理及び法令遵守	○
第5章 透明性の確保（情報公開）	適合状況
5-1 情報公開の充実	○